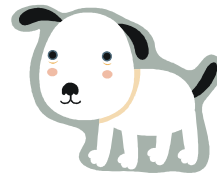


# 犬の散歩をするときのルール

## ●ふんは必ず持ち帰ります

お散歩中にふんをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。



こんなきまり  
があります！



ふんは必ず  
持ち帰ってね！

### <東京都動物の愛護及び管理に関する条例>

(飼い主の遵守事項) 第7条

飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するため、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 ～ 四 省略

五 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすること。

六 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。

～以下省略～

こんなきまり  
があります！

### <青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例>

(飼い主等の責務) 第5条

市民等は、自己が所有し、または管理する飼い犬を連れているときは、ふんを持ち帰るための容器等を携帯するよう努めるとともに、当該飼い犬が排せつしたふんを持ち帰らなければならない。

(禁止行為) 第7条

市民等は公共の場所および他人が所有し、占有し、または管理する場所において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 省略

(2) 自己が所有し、または管理する飼い犬のふんを放置すること。

## ●電柱などにしたオシッコは水で流します

トイレはお散歩前に家の中で済ませましょう。

もし電柱や他人の家の壁などにオシッコをしてしまった場合は、すぐに水で流すことが飼い主としてのマナーです。

## ●飼犬には鑑札と注射済票を必ず装着します

飼犬には犬の鑑札と注射済票を装着することが法律で定められています。また、鑑札は飼犬の大切な迷子札になります。

こんなきまり  
があります！

### <狂犬病予防法>

#### (登録) 第四条

犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあっては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。

ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項の登録の申請があったときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。
- 4 ~ 6 省略

#### (予防注射) 第五条

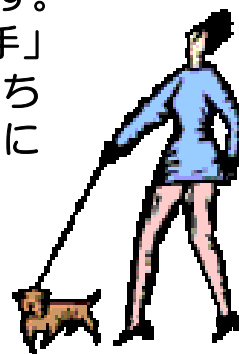
犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

- 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

首輪には必ず  
鑑札と注射済票を！

## ●犬をリードでつなぎます

東京都の条例により原則犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や、小さな犬であっても「犬が苦手」「犬が怖い」と思う人がいます。リードでつなぐことはもちろん、犬のとっさの行動に対応できるよう、リードは短めに持ってお散歩することが大切です。



発行 青梅市環境部環境政策課管理係  
お問い合わせ 0428-22-1111  
内線2536、2537